

防衛省防衛研究所戦史研究センターにおける戦史史料等の複写物作成・ 提供に関する業者の募集について

東京都新宿区市谷本村町5番1に所在する防衛省防衛研究所戦史研究センターにおいて、戦史史料等の複写物を作成し、同センター史料閲覧室の複写申請者に提供する業務を行う業者について、次のとおり募集します。

1 業務実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、戦史研究センター又は受注者から解約の申出のない場合は、令和9年3月31日まで継続するものとする。

2 応募資格

- (1) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上の資格を有すること
- (2) 貴重な歴史的・学術的資料を所蔵する機関・施設等において、歴史的重要な文献及び古文書（30年以上前に作成された経年劣化資料を含む）等の複写物作成業務を遂行した実績を有すること
- (3) 国際規格である品質マネジメントシステム（ISO9001）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/JIS Q 27001）の認証及びPマーク（プライバシーマーク）を有していること
- (4) （社）日本文書情報マネジメント協会認定の文書情報管理士又はマイクロ写真士を有し、かつ、当該有資格者を防衛研究所戦史研究センターに常駐又は連絡を受けてから30分以内に窓口対応可能であること
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加

しようとする者でないこと

3 募集期間

令和4年1月25日(火) 9時から令和4年2月8日(火) 17時45分まで

4 募集内容

募集要領による。

5 募集要領の入手方法

防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室(庁舎F1棟1F)において配布又はメールにて送付します。

※ 直接受領、メール受領どちらの場合も事前に担当者へ電話にてご連絡ください。直接受領する場合は、入門の際に顔写真付の身分証明書(運転免許証、パスポート等)が必要となります。

【担当】有間(アリマ) 【電話】03-3268-3111(内線29643)